

第1日

平成26年6月12日（木）

午前10時零分開会

○議長（手嶋源五君） 皆さん、おはようございます。

これより平成26年第2回朝倉市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の出席議員は20名で会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、お手元に配付いたしております会期日程表のとおり、本日から6月27日までの16日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月27日までの16日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

15番田中哲也議員

16番草場重正議員

を指名いたします。

次に、議案等の上程を行います。

本日、市長から、報告10件、議案20件の送付を受けたほか、請願書3件を受理いたしました。

これを一括上程し、まず、市長より提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田俊介君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成26年第2回朝倉市議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会は、私が2期目の市長就任後、初めての定例会でございますので、今後の市政運営に対する私の所信や基本姿勢などを申し上げまして、議員の皆様を初め、市民の皆様、関係各位の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

私は、4月の市長選挙におきまして、引き続き市政を担わせていただくことになりました。無投票となった結果におごることなく、謙虚な気持ちで市政を進めていきたいと考えております。

今回の市長選挙に当たり、私は1期4年間の取り組みをさらに充実し、発展させるために、「日本一のふるさと朝倉、約束2014」をお示ししました。そして、親と子と孫が一緒

に暮らす朝倉市を目指していくことを改めて市民の皆様にお約束をいたしました。今、その責任の重さを痛感し、身の引き締まる思いであります。

価値観が多様化する中においても、朝倉市が一番いいところだと思えるようなふるさとづくりに取り組んでいく決意であります。そして、子や孫が朝倉市を好きでいてくれるようなふるさとをつくるのが私の使命だと思っております。

さて、環太平洋パートナーシップ協定交渉、いわゆるTPP交渉も終盤の様相を呈し、交渉結果は予断を許しません。また、アベノミクスの第3の矢である民間投資を喚起する成長戦略は、施策とその効果がなかなか見えづらい状況にあります。さらに、内閣府の5月の月例経済報告によりますと、「先行きについては当面消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動による弱さが残るものの、次第にその影響が薄れ、各種政策の効果が発現する中で、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、海外景気の下振れが引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっている。」と基調判断を据え置きました。

このような国政や経済の状況下にあっても、朝倉市はこの先も着実なまちづくりを進めていかなければなりません。地方に影響を及ぼす国政の動向を注視し、時代の潮流を的確に捉えていかなければならないと考えております。

また、現在の朝倉市が取り組むべき課題は多岐にわたっております。これらに対処するため、2期目に当たっての市政運営の基本的な考えについて述べさせていただきます。

まず、基本的な視点を持ち、それを常に念頭に置き、意識しながらまちづくりに取り組みます。その視点とは、次の6本の柱であります。

第1は、「災害に強いまちづくり」です。

東日本大震災や平成24年度の豪雨災害を教訓とする防災対策の強化を図ります。

日ごろから災害に備えることで市民の不安を解消するとともに、被害を極力少なくするようなハードとソフトの両面から対策を講じます。ハード面では、民間を含めた施設の耐震化対策、土砂災害防止対策、市内要所の浸水対策、避難所環境の向上等を計画的に進めます。ソフト面では、自主防災組織を育成するとともに、効果的な各種訓練を実施して防災体制や防災機能を強化いたします。

第2は、「みんなが安心して暮らせるまちづくり」であります。

少子・高齢社会への対応を行います。

誰もが安心して暮らせるよう、保健、医療及び福祉に係る政策の充実を図ります。

生活習慣病、特に糖尿病は今や国民病と称しても過言でない状況にあります。自覚症状がないがゆえに、受診をしない人、または治療を中断する人が大勢います。市民が健康であるために、糖尿病を初めとする生活習慣病対策に積極的に取り組みます。

また、児童の入院に係る医療について支給する子ども医療費の対象者を中学校対象年齢まで拡大します。

加えて、教育環境を充実させるため、小中一貫教育を推進するとともに、小中学校にエ

エアコンを設置します。

第3は、「環境を大切にすまちづくり」です。

スイゼンジノリと黄金川は朝倉市の環境のバロメーターであると言えます。絶滅危惧種を守るとともに、貴重な資源である朝倉市の水に関する諸問題について多面的な調査研究を行い、その解決策を探ります。

また、電気自動車の導入を図り、環境に優しい朝倉市を加速させます。

第4は、「産業の盛んなまちづくり」です。

米の生産調整の廃止という政府の米政策の転換やTPP交渉の結果によっては、これからの農業は大きく変化します。対応は喫緊の課題です。県やJAを巻き込んで対策を検討する体制を整え、将来を見据えた農業の確立を図ります。

また、企業誘致を引き続き積極的に推進し、働く場を確保します。

さらに、スマートフォン時代に対応して、杷木物産館バサロ、三連水車の里あさくら等に公衆無線LANを導入するなど、戦略的観光振興を図ります。

第5は、「都市基盤が充実した住みよいまちづくり」です。

道路、下水道等のインフラ整備のほか、中心市街地、交通拠点等の整備を促進し、都市基盤のより一層の充実を着実に進めます。

また、住宅リフォーム補助、老朽空き家対策、公園整備等を推進し、住環境を暮らしやすく潤いのあるものにしていきます。

第6は、「市民サービスの向上と健全財政のまちづくり」です。

合併後10年を経過する平成28年度から地方交付税の合併算定替が段階的に縮減され、平成33年度には特例措置がなくなります。そのため、合併特例債については活用先を厳選し、期限を見据えながら、効果的かつ効率的な運用を図ります。

また、業務の民間委託を推進する等の取り組みにより、健全な行財政の運営に努めるとともに、自立した基礎自治体の構築を目指します。

以上、6本の柱とそれを支える主な施策を申し述べましたが、これらの課題の解決につきましては、朝倉市総合計画との整合性を図りながら重点的に推進していく所存であります。

また、個別の施策には直ちに実行できるものだけではなく、時間を要するもの、関係者との協議や調整を要するものもあります。一つ一つの施策実現に向け、強い意志を持ち、スピード感を持って推し進めなければならないと思います。実効性を確保するため、これから4年間の優先的かつ重点的施策を取りまとめ、進捗管理をしていきたいと考えています。

平成26年度一般会計予算につきましては、当初予算を骨格予算として編成したことから、本定例会に補正予算として6本の柱を反映する新たな施策を含めて上程いたします。

朝倉農業高校跡地活用、新秋月郷土館建設、下水道整備、学校施設整備、新庁舎の検討

等の重要課題には、臆することなく、果敢にその解決に向けて着実に取り組みます。

また、超高齢化・人口減少社会における持続可能な都市・地域の形成は大きな課題です。さきに述べました6本の柱を総合的に推進するとともに、これまでの少子化対策、産業振興策等に加えて、朝倉市の実情や特性を踏まえた地域活性化策及び定住促進策を工夫しながら、手がたく着実に進めていくことが肝要だと思っております。

さらに、機動的な市政運営を図るための組織体制につきましても柔軟に対応していきます。

あわせて、行政評価、人事評価等の取り組みを通じて、職員の資質、やる気、倫理観、危機対応能力を向上させたいと考えております。

以上、これからの市政運営に当たっての考え方を述べさせていただきましたが、私は、積極果敢に率先して課題に挑戦し、市民の皆様、そして、その代表である議員の皆様とともに、ふるさと朝倉市の未来を切り開いていく決意であります。議員の皆様には御理解と御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げ、2期目の市長就任に当たっての挨拶といたします。

それでは、続きまして、議案の提案理由について説明申し上げます。

本定例会では、報告について10件、専決処分について3件、補正予算について5件、条例の一部改正について4件、計画の変更について3件、工事請負契約の締結について1件、財産の処分について1件、交通事故による損害賠償について1件、市道路線の廃止及び認定について2件、合計30件の議案等を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、報告第1号から報告第10号までについて説明申し上げます。

報告第1号平成25年度朝倉市一般会計予算の繰越明許費の報告につきましましては、道路整備交付金事業、中心市街地整備事業、小中学校施設耐震化等改修事業、災害復旧事業等について繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、報告申し上げるものであります。

報告第2号平成25年度朝倉市下水道事業特別会計予算の繰越明許費の報告につきましましては、下水道整備事業について繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、報告申し上げるものであります。

報告第3号平成25年度朝倉市土地開発公社の決算及び報告第4号平成26年度朝倉市土地開発公社の事業計画につきましましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により朝倉市土地開発公社の経営状況を説明する書類を提出し、報告申し上げるものであります。

報告第5号平成25年度公益財団法人あまぎ水の文化村の決算及び報告第6号平成26年度公益財団法人あまぎ水の文化村の事業計画につきましましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により公益財団法人あまぎ水の文化村の経営状況を説明する書類を提出し、報告申し上げるものであります。

報告第7号平成25年度株式会社ガマダスの決算及び報告第8号平成26年度株式会社ガマ

ダスの事業計画につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により株式会社ガマダスの経営状況を説明する書類を提出し、報告申し上げるものであります。

報告第9号平成25年度株式会社三連水車の里あさくらの決算及び報告第10号平成26年度株式会社三連水車の里あさくらの事業計画につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により株式会社三連水車の里あさくらの経営状況を説明する書類を提出し、報告申し上げるものであります。

次に、第30号議案朝倉市税条例等の一部を改正する条例の制定に係る専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日から施行されることに伴い、朝倉市税条例等の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告申し上げ、承認を求めるものであります。

第31号議案朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日から施行されること等に伴い、朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告申し上げ、承認を求めるものであります。

第32号議案平成26年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に係る専決処分につきましては、平成25年度の国民健康保険特別会計の額の確定見込みに伴い、事業勘定において平成25年度の歳入が不足し、この不足額を補填するため、平成26年度予算において繰上充用する予算の補正を行う必要性が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告申し上げ、承認を求めるものであります。

次に、第33号議案平成26年度朝倉市一般会計補正予算（第1号）につきましては、市長選挙が予定されていたことから、平成26年度当初予算を骨格予算として編成していましたので、政策的な新規事業に係る予算及び災害復旧事業など緊急を要する経費について補正するものでありまして、補正の額は、歳入歳出それぞれ10億9,741万3,000円を追加し、予算総額を261億2,741万3,000円といたしました。

それでは、歳出の主な内容について説明申し上げます。

総務費では、朝倉農業高校跡地活用のための全体基本設計経費、あまぎ水の文化村の遊具改修経費、コミュニティ施設のバリアフリー化経費、本庁舎の耐震診断経費、環境にやさしい公用車を購入する経費等に1億6,425万5,000円を計上いたしました。

民生費では、私立保育園の増築に対する補助金、中学校対象年齢までの児童の入院に係る医療費を助成する経費、介護予防ポイント制度の準備経費等に2,241万5,000円を計上いたしました。

衛生費では、火葬場の改修工事費、黄金川スイゼンジノリ保全協議会に対する負担金及

び飼い主のいない猫の不妊対策補助金に2,708万2,000円を計上いたしました。

労働費では、緊急雇用創出事業費に2,250万円を計上いたしました。

農林水産業費では、活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金、農業生産基盤整備補助金、林業用の作業道災害復旧対策補助金等に1億124万5,000円を計上いたしました。

商工費では、地域ブランド商品の開発・販売支援経費に500万円を計上いたしました。

土木費では、甘木地区の市街地活性化事業経費、甘木公園整備費、木造戸建住宅耐震改修費補助金、老朽危険空き家緊急安全代行措置に係る経費等に4億1,381万1,000円を計上いたしました。

消防費では、防火水槽設置工事費及び消防団車両購入費に2,745万8,000円を計上いたしました。

教育費では、小中学校施設整備費、朝倉農業高校跡地へ予定している総合的体育施設設計基本計画経費、図書館の祝日開館経費、小学生の道徳性検査等に2億97万4,000円を計上いたしました。

災害復旧費では、農地・農業用施設災害復旧経費として1億1,267万3,000円を計上いたしました。

次に、歳入の主な内容について説明申し上げます。

歳出に伴う主な財源といたしまして、普通交付税1億2,820万円、国庫支出金1億5,252万2,000円、県支出金9,263万9,000円、市債1億7,800万円、繰入金について、地域振興基金から3億3,625万7,000円、財政調整基金から9,548万1,000円、小石原川ダム水源地域整備基金から9,207万4,000円等を計上いたしました。

第34号議案平成26年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、事業勘定におきまして、糖尿病発症・重症化対策事業のために、歳入歳出それぞれ180万円を追加し、予算総額を86億6,722万1,000円といたしました。

第35号議案平成26年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、保険事業勘定におきまして、「食」の自立支援事業を委託する経費について債務負担行為の変更を設定するものであります。

第36号議案平成26年度朝倉市工業用水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、資本的収入及び支出におきまして、資本的支出900万円を増額し、支出合計を3,326万1,000円といたしました。

第37号議案平成26年度朝倉市水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、資本的収入及び支出におきまして、資本的支出7,899万円を増額し、支出合計を3億1,290万2,000円といたしました。

次に、第38号議案朝倉市税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、小型特殊自動車に係る軽自動車税の税率を改定したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第39号議案朝倉市子ども医療費の支出に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、児童の入院に係る医療について支出する子ども医療費の対象者を15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者まで拡大したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第40号議案朝倉市老朽危険空き家の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、老朽危険空き家の緊急安全代行措置について定めたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第41号議案朝倉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、消防団員の退職報償金の額を改定する必要があるため、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第42号議案朝倉市過疎地域自立促進計画の変更につきましては、朝倉市過疎地域自立促進計画を変更するに当たり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

第43号議案辺地に係る総合整備計画の変更につきましては、佐田辺地に係る総合整備計画を変更するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

第44号議案甘木市・朝倉町・杷木町新市建設計画の変更につきましては、甘木市・朝倉町・杷木町新市建設計画を変更するに当たり、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、第45号議案工事請負契約の締結につきましては、朝倉市営住宅松の木団地建替建築主体工事を施行するため、指名競争入札により工事請負人を定めましたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

第46号議案財産の処分につきましては、菩提寺区会21に財産を無償で処分するに当たり、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

第47号議案交通事故による損害賠償につきましては、公務遂行中に発生した交通事故によって相手側の受けた損害を賠償するに当たり、その額を定めること、求償権を放棄すること及び和解契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、第48号議案市道路線の廃止につきましては、道路法第10条第1項の規定に基づき、市道路線を廃止するに当たり、同条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最後に、第49号議案市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づ

き、市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により、議会の議決を求めるものがあります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御承認、御議決いただきますようお願い申し上げます。

なお、今会期中人事案件につきまして、追加議案を提案申し上げ、御審議をお願いする予定でありますので、あらかじめ報告申し上げ、御了承いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(手嶋源五君) 補足説明があれば承ります。総務部長。

○総務部長(井上博之君) 4ページの下から7行の事業名ですけれども、道路整備というふうに今、言うたように聞こえました。本来なら道整備交付金事業が正しいので、そこら辺を、その分だけお願いします。

○議長(手嶋源五君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(手嶋源五君) なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

次に、請願書について紹介議員の説明を求めます。15番田中哲也議員。

(15番田中哲也君登壇)

○15番(田中哲也君) 26請願第1号について御説明を申し上げます。

少人数学級推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度の2分の1に復元にかかわる意見書の提出を求める請願でございます。

このことにつきましては、昨年の6月、それから一昨年の6月にも請願をいたしております。今回で3回目でございますが、この請願につきましては、回を何回でもすることに何か重みがあるようなことだそうです。そういう意味で、今回もまた請願をするものでございます。

内容に詳しいことにつきましては、そこに記載してあるとおりでございますが、簡単に御説明を申し上げたいと思います。

まず、請願の事項でございますが、これは朗読させていただきます。

(1) 少人数学級を推進することにより、具体的学級規模はOECD諸国並みのゆたかな教育環境を整備するため30人以下学級とすること。

(2) 教育の機会均等と推進の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することでございます。

このことは、昨年と同じようなことを言いましたけれども、小泉首相の三位一体の改革の中で、国庫負担の費用が2分の1から3分の1に削減されております。本来、今の社会情勢では、地方自治は非常に財政的に苦しい状況の中にあります。そういう意味で、ぜひ



国庫負担をもとに戻していただきたいというのが1件。

それともう1つは、義務教育の中でOECDも30人以下の学級が多いということであり、国民のアンケートにも6割以上が30人以下を要望しておるということでもあります。また、世界の水準から言っても、日本の子供の学力が非常に低下しているということでもありますし、教育の充実ということで、ぜひこの請願をするものであります。

そういう意味で、国へ意見書をぜひ提出していただきたいと思ひまして、請願をするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

終わります。

(15番田中哲也君降壇)

○議長(手嶋源五君) 14番平田悌子議員。

(14番平田悌子君登壇)

○14番(平田悌子君) 26請願第2号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める請願書の紹介議員として御説明申し上げます。

請願者は、全国B型肝炎九州訴訟原告団並びに日本肝臓病患者団体協議会、九州肝臓友の会の2団体です。

請願の趣旨は、ウイルス性肝炎、肝硬変、肝がんにかかわる医療費の助成制度を創設することです。

請願の理由につきましては、皆様にお配りしている文章が少し長いかたい文章ですので、また、ウイルス性肝炎の感染経路や感染した場合の症状について余り御存じない方もおありかと思いますので、かみ砕いて御説明申し上げます。

肝炎感染の原因である注射針を使い回したり、注射器をかえないまま回し打ちをしたりすると肝炎が蔓延することは、日本では戦前から知られていたそうです。当時の厚生省は、この事実を十分に認識し、WHO、世界保健機構からも勧告を受けていたにもかかわらず、昭和63年ごろまで回し打ちを黙認し続けてきました。

私たちの住む自治体でも同じようにして集団予防接種が行われ、1本の注射器から10人ほど接種をしていました。

私も実は昭和58年の初夏、40代でしたが、勤務先の中学校で日本脳炎ワクチン接種後、急性肝炎になりました。2度も入院をし、今、慢性肝炎の状態で、3カ月ごとに血液、肝エコーの検査を続けています。40年ほどになります。そのころ、杷木地区では肝臓病を患う人が多いと言われ、久留米大学からの研究も行われていました。

このように注射器などに付着した血液から感染したり、また、母子感染が予防できなかった例もあり、ウイルス性肝炎の患者は、今、全国で350万人以上いると推定されています。

また、今、朝倉市集団健診のときには、肝炎ウイルス検査が行われていることは御存じのとおりです。調べてみましたら、現在、陽性反応の人は1%にも達しませんが、既に肝

炎の治療を受けている人はこの検査は受けず、他の病気で入院したときに、既に肝硬変や肝がんに侵されていることが見つかる例が私の近くで多くあります。60代、70代に多いようです。

もちろんウイルスに感染しても自然に治癒したり、急性肝炎を発症してもほとんどは治ります。しかし、特に乳幼児がお産のときの母子感染でウイルスに感染した場合、持続感染者となり、慢性肝炎、肝硬変、肝がんへ進行する例が多くあります。

ところが、ウイルスの感染については、国の責任を認めているにもかかわらず、高額となる肝硬変、肝がんの治療費は患者が負担をしてきました。ウイルス性肝炎は、検査費用、繰り返しの入院費などの経済的負担に加え、仕事を続けられない不安などの精神的負担も多い生活を強いられています。現在はインターフェロンなど、抗ウイルス性療法については、国と自治体の予算に基づく医療費助成が行われています。

今回の請願は、治療費、入院費など、医療費助成の拡充を求めるものです。国の平成25年度予算要求に係る肝炎対策推進協議会意見書でも、厚生労働大臣に対し、肝硬変、肝がん患者を含む全ての肝炎医療にかかわる医療費助成制度を創設するように述べられています。

このような趣旨で、関係各省庁へぜひ意見書を提出いただきたいという請願でございます。どうぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

以上で終わります。

(14番平田梯子君降壇)

○議長（手嶋源五君） 10番大庭きみ子議員。

(10番大庭きみ子君登壇)

○10番（大庭きみ子君） 26請願第3号労働者保護のための規則の整備を求める意見書の請願について趣旨説明をいたします。

現在、我が国は働く者の9割が雇用関係のもとで働く雇用社会であります。その働く3人に1人がパートやアルバイト、派遣などの非正規雇用労働者となっています。この人数は、バブル崩壊とともにふえ続け、昨年では1万9,000人を超えています。企業にとっては都合のいい雇用形態ですが、そのしわ寄せは、当然働く側に来ております。年収200万円以下のワーキングプア層が拡大し、賃金も低く、雇用期間も不安定であります。非正規雇用の割合の高い若年層からは、将来が心配で結婚、出産に踏み切れないという声も聞かれています。

このような労働環境の悪化により、社会が再生産できず、デフレをより一層加速させています。解雇しやすい法改正より、労働者が安定的な雇用と処遇のもとで安心して働くことのできる環境を整備することがデフレからの脱却、ひいては、日本経済、社会の持続的な成長のためには必要であります。

今、政府内では、ホワイトカラー・イグゼンプションの導入の検討も進められています

が、これにより無制限の労働時間延長が進んでいく可能性もあり、労働時間に対する規制そのものがなくなり、過労死が増加する危険性をはらんでいます。

働く者の犠牲の上に成長戦略を描くのではなく、経済の好循環を推し進める労働者を保護するルールの一審議が求められています。雇用・労働政策にかかわる議論は、労働政策審議会において議論し、国際基準から逸脱したものにならないように労働者の実態を踏まえ、慎重な審議をしていただきますように政府に意見書を提出するお願いであります。

本市議会におきましても、皆様の御賛同を賜り、政府へ意見書を提出していただきますようによろしくお願い申し上げます。

(10番大庭きみ子君降壇)

○議長（手嶋源五君） 紹介議員の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、17日午前10時から行います。

本日は、これにて散会をいたします。

午前10時41分散会